

議第98号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和5年9月21日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額	81,865,750円	
事故の概要	種別	部活動中の事故
	発生年月日	平成30年3月27日
	被害者	(生)
	損害の程度	急性硬膜下血腫及び脳挫傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。